

GLOBALG.A.P. IFA Ver.6 発行に伴う製品認証に関する認定の移行要領

1. 適用範囲

本文書は、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「本協会」という）から認定を受けている認証機関（以下、「認証機関」という）に対して実施する、GLOBALG.A.P. Integrated Farm Assurance (IFA、総合農場認証) Ver.5（以下、「旧基準」という）から、GLOBALG.A.P. IFA Ver.6（以下、「新基準」という）に対する認定の移行に適用する。

2. 移行審査の基準・指針

新基準文書は、一般要求事項（GR：General Regulations）、及び原則と基準（P&C：Principles and Criteria）で構成される。

2.1 一般要求事項（GRs）

GRを構成する文書は以下のとおり。

- 1) GR V6, Rules for plants
- 2) GR V6, Rules for IP
- 3) GR V6, Rules for PO
- 4) GR V6, Rules for producer groups and multisite producers with QMS
- 5) GR V6, Rules for FD
- 6) GR V6, Rules for certification bodies
- 7) GR V6, Registration data requirements
- 8) GR V6, Certification body sanction catalogue
- 9) GR V6, Full Remote - List of auditable add-ons
- 10) GR V6, Full Remote
- 11) GR V6, Audit Online Hub upload rules

2.2 原則と基準（P&Cs）

- 1) P&C V6, for Fruit and vegetables

2.3 指針

JAB PD370:2023 第2版「認定の基準」についての分野別指針－GAP及びGAP運用農場で生産された農産物－ GLOBALG.A.P. －。

3. 認定の移行

本協会は、次の要領で認定の移行を計画、実施する。

3.1 移行期限

新基準に対する認定の移行期限は2023年12月31日とする。

新基準に基づく認証を認定範囲に含めるためには、2023年12月31日までに新基準に基づく認定の決定が行われていなければならない。移行期限までに移行できない場合は、

GLOBALG.A.P. IFAの認定は取消しとなる。

2024年1月1日以降は、旧基準に基づく認定は無効となる。

3.2 移行審査

認証機関は、以下に示す移行関連文書及び記録の提出時期を、速やかに（2週間程度を目安）に本協会に通知すること。この通知先は、本項に示す提出先E-mailによる。

本協会は、認証機関からの提出時期の通知後より移行関連文書及び記録の提出を受け付け、受付が完了したのち審査を開始する。

なお、移行関連文書及び記録の提出期限は2023年9月15日とする。提出期限が間に合わなかった場合は、別途調整する。

移行審査関連文書及び記録は以下のものを提出すること。

- a) 新基準に関する差分分析結果とその対応（別途JABより提供する申請用チェックリストを使用）
- b) 次の(1)～(3)の事項に留意し、全ての新基準の要求事項が認証機関のマネジメントシステムに反映されていることを示す文書及び記録（申請用チェックリストで示された文書及び記録を含む）
 - (1) 要員に対する教育・訓練、及び認証審査員の資格に関する手順及び記録
 - (2) 新基準の要求事項に基づく内部監査の実施結果
 - (3) 新基準に関する被認証組織への通知情報
- c) 認証の移行計画
- d) 新基準での認証実績及び受注状況

提出先は次のとおり

公益財団法人 日本適合性認定協会

CB 認定ユニット CB 業務担当 クライアントサービス担当

E-mail: cs-cb@jab.or.jp

3.3 移行審査報告

移行審査報告は JAB200 の 6.8 に準じて行う。

3.4 不適合

新基準に対して不適合が特定された場合、JAB200 の 11に定める手順に準じて取り扱う。

なお、新基準に基づく認定の決定前に、すべての不適合は解決されていなければならない。

3.5 認定の移行に関する決定及び認定の授与

認定の移行に関する決定は、移行審査の結果に基づいて行う。

本協会は、決定を認証機関に通知し、認定証の改定を行う。

3.6 標準審査工数

本協会は、文書レビューにより、システム文書変更状況及び記録の確認、及び新基準への対応状況を確認する。文書レビューにて追加で確認が必要な事項が生じた場合、別途、現地又は遠隔での事務所審査を計画する場合がある。

移行審査にかかる標準工数は次のとおりとする。なお、文書レビューの結果によっては工数を増加させることがある。

移行審査の時期	文書レビュー	事務所審査
---------	--------	-------

		(該当の場合)
臨時審査	3.0人日	(審査内容による)

3.7 認定移行後の対応

本協会は、認定移行後の定期審査において、事務所審査及び実地審査立会によって新基準に基づく認証機関の運用を評価する。

4. 新たに認定を申請する認証機関

本要領書発行後のGLOBALG.A.P. IFA認証に関する初回及び拡大認定申請の受付は、新基準に基づくもののみとする。

以上